

◎新潟県告示第129号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

令和3年2月5日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	完了年月日
阿賀野市 六九・中ノ郷地区土地改良事業共同施行	六九・中ノ郷 (全換地区)	区画整理（非補助）	令和2年12月28日